

令和9年度嘉麻市一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

1. 受付期間 令和8年10月1日から10月30日まで
※ただし、土曜・日曜・祝日は除く。
2. 受付時間 9時～12時、13時～16時
3. 提出場所 嘉麻市役所 管財課契約係（本庁舎4階 4A会議室）0948-42-7419
4. 提出方法 持参のみ（A4フラットファイル（紙製・色指定なし）綴り）
5. 提出書類
 - (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）
 - (2) 経営規模等総括表（様式2）
 - (3) 登録証明書等（希望業種以外も全て添付）の写し
 - (4) 代表者の身分証明書 ※写し可
 - (5) 営業所一覧表（様式3）
 - (6) 測量等実績調書（直前2年分、様式4）
 - (7) 納税証明書〔下記参照〕※写し可
（市税は税務課（本庁舎）、各支所総合窓口課で証明）
（国、県税の場合は税務署、県税事務所で証明）
 - (8) 公共料金等納入証明書（領収書でも可※最低直近6ヶ月分）※写し可
 - (9) 使用印鑑届（様式5）
 - (10) 印鑑証明書 ※写し可
 - (11) 登記簿謄本（法人の場合）、代表者の住民票抄本 ※写し可
 - (12) 技術者経歴書（様式6）・・・各技術者の資格者証の写しを添付
 - (13) 財務諸表類（決算報告書、直近1年分）の写し
 - (14) 営業実態調書その1、その2（様式7、8）
 - (15) 誓約書（別紙1）
 - (16) 役員名簿（別紙2） 個人の場合代表者のみ記入
 - (17) 委任状（別紙3） ※支店・営業所等へ委任がある場合
 - (18) 誓約書または届出書・・・役員重複及び資本提携関係
 - (19) 業者カード

※納税証明書（納付義務のあるものは、全て添付すること。）

本人以外が請求する際には、委任状が必要です。

(イ) 国税：法人の場合 法人税・消費税及び地方消費税「国税様式 その3の3」

個人の場合 申告所得税・消費税及び地方消費税「国税様式 その3の2」

(ロ) 県税：個人、法人事業税・個人、法人県民税 「滞納(未納)税額のない証明」

(ハ) 市税：法人の場合 会社及び代表者の市税※ 「 〃 」

個人の場合 代表者個人の市税※ 「 〃 」

※市税とは、市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、

国民健康保険税など（督促、延滞金を含む。）

※公共料金の未納のない証明書（法人（法人分・代表者分）・個人事業主の納入義務があるものは、全て添付すること。領収書でも可）

公共料金等とは

市営住宅使用料、保育料、学童保育所利用料、道路占用料、市有土地・建物貸付料、国有地転貸料、水道料金、農道・水路等占用料、学校給食費、介護保険料、住宅新築資金償還金、住宅改修資金償還金、宅地取得資金償還金、後期高齢者医療保険料、汚水処理施設使用料、福祉電話使用料、老人居室整備資金貸付金、老人施設入所負担金、災害援護資金償還金、市営住宅退去時補修費、奨学資金貸付金（連帯債務を含む）、その他、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条の規定による公の施設の利用又は行政財産の目的外使用許可に係る使用料をいう。

6. 注意事項

- （1）文字は楷書で明瞭に書いてください。ゴム印を利用できる箇所は使用しても差し支えありません。
- （2）各証明書類については提出時直前の 3 カ月以内に発行されたものを利用してください。
- （3）提出書類は 1 から順序どおり、A4フラットファイル（紙製・色指定なし）に綴じて提出してください。
- （4）A4フラットファイルには、表紙面及び背表紙面に「令和9年度指名願い（測量・コンサル 市内）業者名」と記載して下さい。
- （5）申請書提出後、下記事項について変更があった場合は、必ず嘉麻市役所管財課契約係に所要書類を提出してください。
- （6）営業の実態等を確認するため、申請後事務所を確認させてもらうことがあります。
- （7）事務所の写真は、外部（看板が必ず写っていること）と内部を必ず最低でも 1 枚ずつ貼り付けてください。
- （7）業者カードも併せて提出願います。
（※業者カードについては、ファイルに綴じず提出願います。）

7. 申請書提出後の留意事項

下記事項について変更があった場合は、変更届に加え提出書類を添付し必ず届け出を行って下さい。

変更事項	提出書類（添付書類）
商号又は名称、代表者等の変更（住所含む）の場合	◎法人の場合は登記簿謄本（写）、印鑑登録証（写）・使用印鑑届 ◎個人の場合は、税務署提出の「個人事業の開業・廃業等届出書」（写）及び代表変更の場合は印鑑登録証（写）・使用印鑑届 ※（法人・個人共通）委任がある場合は、委任状
事業所所在地等の変更の場合	◎法人の場合は登記簿謄本（写）・営業実態調査書 ◎個人の場合は、税務署提出の「個人事業の開業・廃業等届出書」（写）・営業実態調査書
受任者の変更・設定	委任状・使用印届（印に変更があった場合）
代表者の住所変更 （市内・準市内のみ）	◎法人の場合は登記簿謄本（写）・代表者住民票（写） ◎個人の場合は代表者住民票（写）
その他資格審査申請書の記載事項に変更があった場合	その旨届出 （内容を証する書類）